

# プラスチック製容器包装とは？

1. プラマーク表示があるもの →対象

2. プラマーク表示が無くても、  
以下の3つの条件をすべて満たすもの →対象

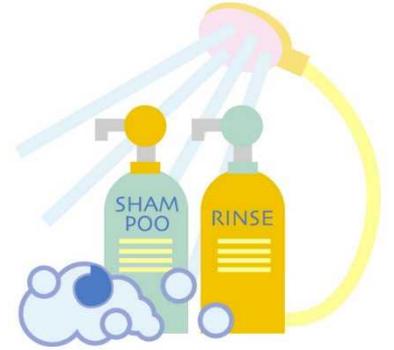
- ① プラスチックで出来た「容器」または「包装」である。
- ② 中身が商品である。
- ③ 使用した後、不要となる。

# プラスチック製容器包装の例

レジ袋



シャンプーのボトル



お菓子の袋、食品の袋



果物ネット



食品トレーのラップ、吸水シート



緩衝材



PETボトルのキャップ、食パンの留め具



# ◆容器包装の主な具体例◆(プラスチック製)

出典: 経済産業省ホームページ「容器包装に関する基本的な考え方」より

## 容器の例

- ポケットティッシュの袋
  - 口紅やスティック糊の入れもの
  - 飲料や納豆などのマルチパック
  - たばこなどのオーバーラップ
  - スーパー、コンビニが販売時に出すレジ袋(有料のものを含む※)
  - トイレットペーパーなどの集積包装
  - カップ麺のシュリンクパック
  - 飲料パックのストローの袋、弁当の割箸の袋
- 等

## 包装の例

- スーパー等で販売される生鮮食品のトレイを包むラップフィルム
  - ハンバーガー・キャラメルなどを包むフィルム
- 等

\* 商品全体を包むのに必要な最低面積の1/2を超えている包装材は対象です。野菜の結束用テープ・靴下の帯状ラベルなど1/2以下のものは対象外になります。

## 社会通念上、容器又は包装であると考えられるもの

ふた・キャップなど、容器や包装の一部になっているもの

- 容器の栓・ふた(カップ麺のふた・プリンのおたけ)
- キャップ(エアゾール缶のオーバーキャップ)
- シャンプーなどに付属するポンプや引金式のノズル
- 中ふた(液状の化粧品ボトルの中ふた)
- 容器の口のシール(チューブ入りの調味料の口のシール等)

商品の保護または固定のために使われるもの、ふたやトレイに準ずるもの

- 発泡スチロール製の緩衝材
- 商品を包む柔らかいシート状およびネット状のもの
- パックに入ったイチゴの表層面やバターを覆ったフィルムなど、ふたに準ずるもの

# 法の対象とならない容器包装

対象でない容器包装の代表事例は以下のとおりです。

対象でない具体的事例	理由
手紙やダイレクトメールを入れた封筒	中身が商品でないため。
クリーニングの袋	役務の提供に使われているため。 (商品を入れたものではないため)
商品券を入れた袋	
CD、DVDのケース	中身と分離した場合に、不要とならないため。
楽器、カメラ等のケース	
ラベル、ステッカー、シール、テープ類	社会通念上、容器包装とは判断しないため。
にぎり寿司の中仕切り	